

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和5年7月26日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300029号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300014号

## 第1 結論

昭和50年\*月から同年\*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年\*月から同年\*月まで

私は、20歳になる昭和50年\*月頃に、A市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、B郵便局で保険料を納付した。国民年金の加入手続をした記憶や国民年金手帳を受け取った記憶はないが、基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)があったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、婚姻後の氏名が記載された年金手帳を所持しているところ、当該年金手帳に記載されている国民年金番号\*(現在の基礎年金番号)は、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)により、昭和50年\*月\*日に払い出されたことが確認できることから、請求者の国民年金加入手続は、同年\*月頃に行われたと考えられる。

また、上記年金手帳において、国民年金の「はじめて被保険者となった日」は昭和50年\*月\*日と記載されており、A市の年度別納付状況リスト及びオンライン記録における請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日と一致していることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、20歳になる昭和50年\*月頃に、婚姻前の氏名による国民年金保険料の納付書が送付され、保険料を納付した旨主張しているところ、請求期間の保険料を納付するためには、上記国民年金番号と異なる国民年金番号が請求者に払い出されている必要があるが、請求者は、当時、国民年金の加入手続を行った記憶はなく、年金手帳も受け取っていないと陳述している。

加えて、社会保険オンラインシステムにより、請求者の婚姻前後の氏名及び類似の氏名による検索を行ったが、請求者に上記国民年金番号と異なる国民年金番号が払い出された記録は確認できない上、A市に係る払出簿において請求期間に払い出された国民年金番号を全て確認し

たが、請求者に上記国民年金番号と異なる国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付時に居住していたとするA市は、資料の保存年限が過ぎているなどの理由により、請求者の国民年金に係る資料を保管していない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。